

特別養護老人ホーム 緑風会チロル  
 チロルデイサービスセンター  
 特別養護老人ホーム緑風会チロル訪問介護  
 緑風会ケアプランセンター那賀  
 緑風会在宅介護支援センター上那賀  
 ケアハウスモントゼー

「苦情申出窓口」

社会福祉法第82条の規程により、当事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を以下の通り整えています。

1. 苦情解決責任者 野間 美恵 (特別養護老人ホーム緑風会チロル 施設長)  
 // (チロルデイサービスセンター 管理者)  
 // (特別養護老人ホーム緑風会チロル(訪問介護) 管理者)  
 // (緑風会ケアプランセンター那賀) 管理者)  
 // (緑風会在宅介護支援センター上那賀 管理者)  
 // (ケアハウスモントゼー 施設長)
2. 苦情受付担当者 朝井 友也 (特別養護老人ホーム緑風会チロル 生活相談員)  
 樫森 史也 (チロルデイサービスセンター 生活相談員)  
 下藪 和枝 (特別養護老人ホーム緑風会チロル(訪問介護) サービス提供責任者)  
 岩浅 宏和 (緑風会ケアプランセンター那賀 介護支援専門員)  
 岡田丸百子 (ケアハウスモントゼー 生活相談員)
3. 第三者委員 佐藤 幹子 (元上那賀地区民生児童委員)  
 中郷 祐子 (元上那賀地区民生児童委員)

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面接・電話・書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 運営適正化委員会その他苦情受付機関

那賀町役場相生庁舎保健医療福祉課	所在地 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31 番地 1 電話番号 (0884)62-1141 FAX(0884)62-1115
徳島県国民健康保険団体連合会	所在地 徳島市川内町平石若松 7 8 - 1 電話番号 (088)665-7205 FAX(088)666-0116
徳島県運営適正化委員会 (徳島県社会福祉協議会)	所在地 徳島市中昭和町 1 丁目 2 徳島県総合福祉センター 3 F 電話番号 (088)611-9988 FAX(088)611-9995